

海外留学奨学金（貸与・給付）

海外留学中に日本学生支援機構奨学金の貸与又は給付を希望する者は、留学経費（①～③）毎に利用可能な奨学金（A 又は B）を下記表により確認のうえ、学生支援課奨学係（共通教育棟 1 号館 1 階）にご相談ください。

※ 以下の情報は、日本学生支援機構の通知（2023 年 8 月 30 日現在）に基づき作成しています。掲載情報は変更する場合がありますので、留学前に最新の情報を確認してください。

留 学 経 費 ※ 国際教育課に相談		留学期間	(A) 国内奨学金		(B) 海外貸与奨学金	
			給 付	第一種	第二種	第二種(海外)
①官民協働海外留学支援制度 (トビタテ！留学 JAPAN)		3 ヶ月未満	◆	○	○	—
		3 ヶ月以上		○	○	—
②海外留学支援制度	協定派遣	3 ヶ月未満	□	○	○	—
		3 ヶ月以上		○	○	—
	大学院学位取得		—	○*	○*	●
③私 費		3 ヶ月未満	◆	○	○	—
		3 ヶ月以上		☆	☆	●
○	奨学金振込可能 ・「○*」はダブルディグリーに限る ・振込を希望しない場合は「休止」手続きが必要 ・休学して①を受ける者は留学期間のみ振込可、別途手続きが必要					
◆	交換留学（協定派遣）は奨学金振込可能 ・休学して留学する場合は奨学金振込不可で“休止”手続き					
□	奨学金振込不可 ・交換留学（協定派遣）は“停止”、休学して留学する場合は“休止”手続き					
●	留学期間中のみ貸与可能（留学前に事前申請必要）					
☆	奨学金振込可能 ・交換留学（協定派遣）の場合は手続き不要 ・休学して留学し、振込を希望する場合は「留学奨学金継続願」の提出が必要					
—	制度なし					

(A) 国内奨学金（日本学生支援機構）

1. 給付奨学金の継続給付

日本学生支援機構の給付奨学金を受給中で、海外の大学又は大学院に留学する者は、留学中の身分によって下記のとおり取り扱いが異なります。

(1) 交換留学で留学する場合（留学先が大学、大学院又は短大であること）

奨学金振込可能。ただし、海外留学支援制度（協定派遣）との併給は不可のため、そちらを受給する場合は下記の「海外留学支援制度（協定派遣）を受給する給付奨学生の取扱い」の手続きが必要。

(2) 休学して留学する場合

奨学金振込不可。下記の「海外留学支援制度（協定派遣）を受給する給付奨学生の取扱い」と同様の手続きが必要。

<海外留学支援制度（協定派遣）を受給する給付奨学生の取扱い>

- ① 「異動願」を提出して、「停止」又は「休止」の手続きを行ってください。
復学後（留学終了後）に復活の「異動願」を提出することで、振込再開となります。

交換留学 → 「停止」 休学して留学 → 「休止」

学 年	1 年次	2 年次	留学(3 年次)	4 年次	4 年次 (2 回目)
交 換 留 学 (海外留学支援制度)	○	○	停 止	○	給付なし
修業年限	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	修業年限外
休学して留学	○	○	休 止	○	給付あり
修業年限	1 年目	2 年目	加外されない	3 年目	4 年目

※ 給付奨学金制度では、交換留学で「停止」した期間は「復活」後において奨学金を支給した期間として通算され、停止期間分を延長することはできません。
なお、休学して留学し「休止」した期間は「復活」後において奨学金を支給した期間として通算されません。

- ② 給付奨学生としての身分を保持するために下記の手続きが必要です。下記の手続きを行わない場合は留学終了後、奨学金の振込み再開ができません。

● 「奨学金継続願」・・・1 月頃 ● 「在籍報告」・・・4 月、10 月

<海外留学支援制度（協定派遣）を受給しない給付奨学生の取扱い>

- ① 国内の給付奨学金を継続して受給することができます。手続き不要ですが、「継続手続き」及び「在籍報告」が必要です。
② 下記要件に該当する場合（留学期間中に限り）は自宅外区分の給付月額に増額することができます。

（要件）家賃が発生し、本人又は生計維持者（原則父母）がその家賃を支払っていて、賃貸借契約書（又は在寮証明書）を提出できること。

2. 貸与奨学金の継続貸与

日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金を貸与中で、海外の大学又は大学院に留学する者は、留学期間中に奨学金を継続して貸与することも、振込みを休止することもできます。

(1) 交換留学で留学する場合 …… 留学先は大学、大学院又は短大であること。

(2) 休学して留学する場合 …… 留学先は大学、大学院又は短大であること。

※「語学学校」や「語学センター」は原則として継続貸与できませんが、語学学校等が大学組織の一部に組み込まれている場合等は継続貸与ができる場合もありますので、事前にご相談ください。

<奨学金の振込みを休止する場合>

○「異動願」を提出して、休止の手続きを行ってください。

復学後（留学終了後）に「異動願」を提出することで、振込再開となります。

<貸与奨学金の振込みを希望する場合>

① 交換留学（協定派遣）で留学する場合は特に手続きはありませんが、貸与奨学生としての身分を保持するために、1月頃に「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナルから入力する必要があります。

② 「休学」して留学に行く場合は「①留学奨学金継続願」、「②留学先の受入許可書（写）及び日本語訳」、「③アカデミックカレンダー」を提出してください。

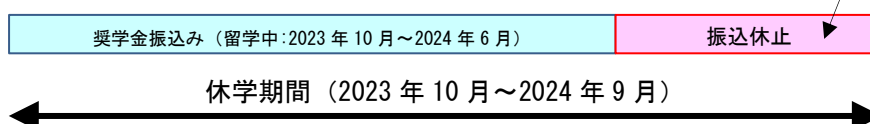
提出期限 …… 留学開始月の前々月の末日まで（9/1から留学の場合は、7/31まで）

※「受入許可書」には、「留学先の大学名」、「在籍するプログラム（学部名）」、「受入許可書の発行日」、「受入期間（開始年月、終了年月）」が記載されていること。

↓ 20（ビザ申請証明書類）は受入許可書としては認められません。

③ 休学して海外の大学に留学する者で“留学期間よりも休学期間が長い”場合、留学によらない休学期間は振込みを休止する必要があるため、「異動願」を提出してください。

（留学によらない休学期間：2024年7月～2024年9月）



④ 「海外留学支援制度」や「官民協働海外留学支援制度」の給付を受ける者も、留学中に第一種又は第二種奨学金を継続貸与することができます。

⑤ 第一種奨学金、第二種奨学金と併せて「留学時特別増額（一時金）」が必要な場合は、留学後3カ月以内に必要書類を提出することで申請できます。

- ⑥ 第一種奨学金は留学期間中のみ自宅外の貸与月額に増額できます。
- ⑦ 留学期間中に奨学金の貸与を受けた期間は、修業年限の経過期間とみなされます。
- ⑧ 留学により卒業が延期になる場合、第二種奨学金利用者は、貸与期間延長の申請ができます（第一種は延長不可）。満期予定月の前々月の中旬までに「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出してください（3月満期者は12月末まで）。

例) 2020年4月 1年次入学。第二種奨学金のみ貸与
 2021年4月 休学して留学。第二種奨学金を継続貸与
 2022年4月 2年次に進学（復学）。第一種奨学金を新規申込み

	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4	2025/3
学 年	1年次	休学(留学)	2年次	3年次	4年次	
貸与年数	1年目	2年目	3年目	4年目	4年目以降	
第一種奨学金	—	—	○ (12か月)	○ (12か月)	貸与不可 (最短修業年限内の貸与)	
第二種奨学金	○ (12か月)	○ (12か月)	○ (12か月)	○ (12か月)	期間延長申請(3年次の12月中)で貸与可	

※ 休学期間中に奨学金を継続貸与した場合、修業年限経過とみなされるため、学部学生（修業年限4年間）の場合、4年間貸与を受けた3年次終了時点で奨学金の貸与も終了となります。

- ⑨ 他の奨学財団等から奨学金を受給する場合は、日本学生支援機構奨学金との併給が可能な確認してください。
- ⑩ 給付奨学金受給者における留学期間中の第一種奨学金の取り扱いについて
 交換留学（協定派遣）で留学する場合、給付奨学金を停止中であっても従来どおり第一種奨学金は区分に応じた併給調整が行われます。
 しかし、休学して留学する場合は給付奨学金を休止するため、「留学奨学金継続願」を提出することによって併給調整が解除されます。

(B) 海外貸与奨学金（日本学生支援機構）

1. 第二種奨学金（海外）（予約採用）

大学（大学院）を卒業後、学位取得を目的として海外の大学又は大学院に進学を希望する者を対象に第二種奨学金（利子付き）及び入学時特別増額を貸与します。

大学（大学院）卒業見込み及び卒業年月から3年以内に進学を予定している者が申請できますが、進学予定年度の前年度に申請手続きを行う必要があります。希望者は、可否を待たず速やかに奨学係へお問い合わせください。

なお、進学先が海外大学（大学院）又は国内の大学（大学院）か未定の場合は、第二種奨学金（海外）と国内の大学院予約申請の両方に申し込んでください。

【申請先】第二種奨学金（海外）申請：卒業又は退学した大学

国内の大学院予約申請：進学予定の大学

<応募期間>

留学（進学）時期	奨学金申込期限	スカラネット入力
2024年4月～2025年3月	2023年9月29日 （学校提出期限）	大学卒業後に修士進学又は 修士修了後に博士進学のみ必要

※ 申込期限以降は「在学採用」として進学後に申込者が日本学生支援機構に直接申請します。

日本学生支援機構 WEB サイトに掲載されていますので、申込書類等は機構に直接請求して提出してください。

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_kaigai/zaigaku.html

<対象校の分類>

大学	学位（学士号）取得を目的とした、正規の課程に進学する者。 ※語学コースや医学部等の予備コースを受講する場合、その期間は対象外。
短期大学	対象となる海外の短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として海外の大学に編入学を予定している者。 ※短期大学のみで留学を終える予定の場合は、対象外。
ファンデーションコース	ファンデーションコース（大学入学準備コース）の修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等）でファンデーションコースに進学する者。
オーストラリア TAFE/IBT	TAFE で学士号を取得する者。 または、提携大学の2年次に直接編入学できる IBT（Institute of Business & Technology）の1年課程に進学する者。
大学院 修士課程	学位（Master's Degree 修士号）取得を目的とした、正規の課程に進学する者。
大学院 博士課程	学位（Doctor's Degree 博士号）取得を目的とした、正規の課程に進学する者。

<対象となる海外大学のうち、日本にある学校>

海外大学の日本校	テンブル大学ジャパンキャンパス、天津中医薬大学日本校、レイクランド大学ジャパン・キャンパス、北京語言大学東京校、上海大学東京校、盟南大学日本学院、アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経済大学院日本
海外短期大学の日本校	テンブル大学ジャパンキャンパス、レイクランド大学ジャパン・キャンパス
海外の大学院の日本校	テンブル大学ジャパンキャンパス、マギル大学ジャパン、暨南大学日本学院

お問い合わせ

琉球大学学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階 学生支援課事務室内）

TEL：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp

（参考）琉球大学学生生活支援情報HP「奨学金」

<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>

